

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岡山労働局

最終更新日：平成30年2月13日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)ヒラマツ	岡山県新見市	H29.3.21	最低賃金法第4条	労働者2名に、23か月間の定期賃金合計約419万円を支払わなかったもの	H29.3.21送検
拓美社(有)	岡山県美作市	H29.6.1	最低賃金法第4条	労働者5名に、3か月間の定期賃金合計約81万円を支払わなかったもの	H29.6.1送検
アサヒフォージ(株) 岡山真庭工場	岡山県真庭市	H29.7.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	走行中のフォークリフト又はその荷に接触するおそれのある場所に、労働者を立ち入らせたもの	H29.7.18送検
(株)エコシステムグループ	岡山県岡山市北区	H29.10.19	最低賃金法第4条	労働者91名に、2か月間の定期賃金合計約4,010万円を支払わなかったもの	H29.10.19送検
(株)エコシステムコミュニケーションズ	岡山県岡山市北区	H29.10.19	最低賃金法第4条	労働者41名に、2か月間の定期賃金合計約1,233万円を支払わなかったもの	H29.10.19送検
(有)野田産業	岡山県津山市	H30.1.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	掘削用のドラグショベルを主たる用途以外の用途(物の運搬)に使用したものの	H30.1.11送検
(有)田島組	広島県福山市	H30.1.23	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約18mの高架橋下部工の上で、安全帯を使用させることなく労働者に作業させたもの	H30.1.23送検